

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	7		そ日の利用人数や児童の様子に合わせて、環境づくりに努めております。また体操や運動療育、集団活動の際には机や椅子を動かすことで活動内容に合ったスペースの確保を心がけております。	利用人数や療育内容によって机の配置を工夫して、落ち着いて活動に取り組める環境づくりにつとめています。
	2	7		配置基準以上の職員数を配置し、専門職員も配置しております。	今後も、個別療育や専門性を活かした療育をおこなってまいります。
	3	7		わかりやすく構造化された環境に配慮しています。階段がありますので、付き添って安全面に配慮しております。	今後も職員間で話し、児童の障害の特性に応じて、可能な範囲で改善し、より良い環境作りを目指してまいります。
	4	7		毎日掃除機や床拭き、机などの消毒をおこなっており、清潔を保つように努めております。また部屋に空調を完備しており、細かな温度調節や定期的な換気をおこなうことで、心地よく過ごせる環境になるよう努めております。	
	5	7		必要に応じて、児童が個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっている	
業務改善	6	7		職員間の情報交換を大切に考え、全員が参画する定期的なミーティングや、毎月1回のフレキシション会議にて意見を出し合い、振り返りをおこなっております。	
	7	7		評価表の内容を保護者様が分かりやすいよう説明も一緒にお渡ししております。また保護者様のご意向の把握をおこなうことで業務改善につながるよう、職員全員での話し合いの場を設けております。	
	8	7		職員の見解等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげている	
	9	7		第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10	7		職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されている	すべての職員での研修は、時間や人員配置の問題がありなかなか難しいため、動画による社内研修をおこなう、資質向上に努めております。また、外部研修へも積極的に参加し、参加した職員から情報共有をおこなっております。
適切な支援の提供	11	7		適切に支援プログラムが作成、公表されている	支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。
	12	7		個々の児童に対してアセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	より良い支援のためにアセスメントを適切におこない、しっかりと保護者様から情報を聞き取り、記録し、支援計画作成に活かしています。
	13	7		放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、児童の支援に関わる職員が共通理解の下で、児童の最善の利益を考慮した検討が行われている	個別支援計画作成前に支援会議をおこない、対象児童について話し合い、共通理解の元、検討をおこなっております。
	14	7		放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われている	一人ひとりの支援計画内容は、全職員に周知・共有し個々の計画に沿った支援を提供しています。
	15	7		児童の適応行動の状況を標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認している	標準化されたアセスメントシートを使用し、状況の把握に努めています。
	16	7		放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」「本人支援」「家族支援」「移行支援」及び「地域支援」「地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、児童の支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	各支援内容から児童・保護者様に必要な支援内容を選択し、そのときの児童の様子・保護者様の意向に沿った、具体的にわかりやすい内容を設定しております。
	17	7		活動プログラムの立案をチームで行っている	活動内容については、利用児童の特性・現状と記録を参考に、児童発達支援管理責任者や管理者をはじめ、すべての職員でアイデアを出し合いプログラムを立案しております。
	18	7		活動プログラムが固定化しないよう工夫している	児童の状況に合わせ、個別療育の他、イベントや製作・集団活動も取り入れ、活動が固定化しないよう工夫しております。また利用頻度が少ない児童に関しては、イベント等に参加できるよう日程を調整しております。
	19	7		児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成し、支援が行われている	児童の課題に合わせて、個別活動と集団活動の目標設定をおこない、支援計画を作成しております。
	20	7		支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っている	毎日の職員間での打ち合わせにて、その日の役割分担や環境設定をおこなっております。参加できない職員には議事録を作成し、閲覧してもらおうとすることで、情報共有の徹底につとめております。
	21	7		支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	支援終了後の打ち合わせは翌日の朝に時間を設け、振り返りをおこなっています。勤務の関係で打ち合わせに参加できない場合は、連絡ノートを活用し、共通理解に努めています。
	22	7		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証改善につなげている	日々、担当した職員が責任をもって記録し、変化が見られた際は、情報共有をおこなっております。
	23	7		定期的にモニタリングを行い放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っている	児童の様子や変化、成長をお伝えしながら、児童管が定期的にモニタリングを実施し、支援計画の見直しをおこなっております。
	24	7		放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせ支援を行っている	地域との交流では、長期休みの際、公園へ出かけ、交通ルールなど学べる機会を設けています。
	25	7		児童が自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定を促す力を育てるための支援を行っている	余暇時間では自分の好きな活動を遊びごす時間を確保しています。
関係機関や保護者様との連携	26	7		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議し、その児童の状況をよく理解した者が参画している	担当者会議には、児童の状況に精通している児童発達支援管理責任者が参画しています。会議の内容は持ち帰り、職員間で共有しています。
	27	7		地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えている	必要に応じて、各種関係機関と連携に努め、情報共有をおこなっております。
	28	7		学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、児童の下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている	担当者会議や送迎時に情報共有するとともに、学校が発行している行事予定をいただき、情報共有に努めています。
	29	7		就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	担当者会議を通して支援内容などの情報共有と相互理解を図り、支援の方針が統一されるように心がけております。
	30	7		学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	現在、障害福祉サービスに移行する児童はありません。
	31	7		地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けている	現在、児童発達支援センターや専門機関との連携までにはいたっておりません。
	32	7		放課後児童クラブや児童館との交流など外部との活動する機会がある	個人情報に関係もあり、活動する機会が実現できませんが、保護者様のご意向を踏まえつつ、必要に応じて今後検討してまいります。
	33	7		(自立支援)協議会等へ積極的に参加している	宇佐市自立支援協議会主催の勉強会に参加しました。今後も状況に合わせて参加するようにしていきます。
	34	7		日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達状況や課題について共通理解を持っている	連絡帳を通して療育での様子をお伝えし、療育中に見つかった課題などについて、送迎時や家族支援字に情報共有に努めています。保護者様のごまめな情報共有と更新で共通理解を図り、より良い支援に繋がるように今後も継続してまいります。
	35	7		家族への対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っている	保護者様の子育てのお悩みやご相談に寄り添う支援を心掛け、ご家庭で実践しやすい対応方法の提案や助言をおこなっております。
保護者様への説明責任等	36	7		運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	契約時に運営規程、利用者負担等について丁寧な説明に努めています。また、質問やご不明な点がないかなどを確認しながら進めています。
	37	7		放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童や保護者様の最善の利益の優先考慮の観点から、児童や家族の意向を踏まえて、児童や家族の意向を確認する機会を設けている	児童発達支援管理責任者が保護者様に面談をおこない、意向を確認する機会を設けております。
	38	7		「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から放課後等デイサービス計画の同意を得ている	児童発達支援管理責任者が、保護者様へ支援計画書を示しながら支援内容の説明をおこない、保護者様の同意が得られてから、署名・捺印をしていただいております。
	39	7		家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要助言と支援を行っている	お悩みのご相談があった場合は、その都度助言をおこなっています。また、いただいた質問やその場での回答が難しい内容は一度持ち帰り、迅速な対応を心がけています。
	40	7		父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者様同士で交流する機会を設ける等の支援をしている	今年度は保護者会の機会はありませんでした。
	41	7		児童や保護者様からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	日々の迅速に対応できるよう配慮しています。苦情へのご相談窓口も設けており、契約時にご説明しております。
	42	7		定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している	季節ごとに「COMPASSだより」や事業所だよりを発行し、情報を発信しています。
	43	7		個人情報の取扱いに十分留意している	個人情報に関する書類は、鍵付き書庫で保管し、取り扱いは十分配慮しています。また、写真や動画の撮影が必要な場合は事前に保護者様に許可をいただいております。
	44	7		障がいのある児童や保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮を設けている	児童や保護者様の特性などを把握したうえで、口頭だけでなく特性に合わせた方法を使って、意思の疎通や情報伝達をおこなっております。
	45	7		事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を行っている	今年度は実施しておりません。
非常時等の対応	46	7		事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	各種マニュアルを策定するとともに、事業所に掲示して保護者様にご案内させていただきます。また、定期的な訓練も実施しています。
	47	7		業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	BCPや安全計画、市指定の避難計画を策定し、どのような状況でも対応できるよう計画を立てており、毎年5回にわたる避難訓練を計画しており、利用児童・職員ともに迅速に避難できるよう訓練を実施しております。
	48	7		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を確認している	地震・火災・風水害・不審者対応マニュアルを策定して事業所内に掲示しており、発生を想定した避難訓練を毎年実施しております。
	49	7		食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づく対応がされている	アレルギーについては初回アセスメント時に保護者様に確認をおこない、利用児童のアレルギーについては全職員が周知のうえ、適切な対応につとめてまいります。
	50	7		安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な指図を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われている	年間計画を立て、事業所の点検や避難訓練をおこなっております。また、PDCAサイクルの観点から定期的に安全計画の見直しや必要に応じて変更をおこなっております。
	51	7		児童の安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知している	災害時の避難所や児童の受け渡し場所、連絡先などお知らせしております。また、避難訓練の様子などはおたよりにてお知らせしております。
	52	7		ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討を行っている	事業所内外で起きた事例を記録し、定期的な振り返りをおこない、情報共有や認識一致につとめております。
	53	7		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	事業所内で職員研修を実施し、虐待防止について周知につとめてまいります。
	54	7		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、児童や保護者様に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	利用契約書では、原則として身体拘束は禁止となっておりますが、止むを得ず必要な場合には、保護者様に十分なお説明をおこない、承諾を得て支援計画に記載するようにしております。

〇この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体でおこなった自己評価です。